企画競争方式における特定結果書

1. 業務名 R7単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価業務(その3)

2. 所属事務所 横浜国道事務所

3. 方式 企画競争方式(役務の提供等)

4. 公告日 令和7年9月2日5. 特定通知日 令和7年10月7日

r -	l					
申請者特定の有無		特定されなかった理由				
A者	×	企画提案書を特定するための基準における評価項目のうち、不動産鑑定士の経験及び能力の 1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績 (2) 地価公示標準地又は地価調査基準地の計価等に関する実績 (1) 公共用地取得に係る鑑定評価の実績、(2) 一般鑑定評価の実績、業務実施方針の3 業務実施方針(1) 評価対象地域における地価動向、不動産元決等の地域動向について、(2)適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について、(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について、(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について において他者が優位と判断したため、非特定としたものです。				
B (株)みなと鑑定	0					
C者	×	企画提案書を特定するための基準における評価項目のうち、不動産鑑定士の経験及び能力の 1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績(2)地価公示標準地又は地価調査基準地の分科会の幹事経験、2 鑑定評価実績(1)公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評の実績、(2)一般鑑定評価の実績件数、(4)差押不動産、公売不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績、業務実施方針の3業務実施方針(1)評価対象地域における地価動向不動産市況等の地域動向について、(2)適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について、(4)依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について、(5)当該評価対象地域における減価要因と減価方法についてにおいて他者が優位と判断したため、非特定としたものです。				
D者	×	企画提案書を特定するための基準における評価項目のうち、不動産鑑定士の経験及び能力の1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績(2) 地価公示標準地又は地価調査基準地の分科会の幹事経験、2 鑑定評価実績(1) 公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績、(2) 一般鑑定評価の実績、(3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件に係る土地評価実績、(4)差押不動産、公売不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績、業務実施方針の3業務実施方針(1) 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について、(5) 当該評価対象地域における減価要因と減価方法について において他者が優位と判断したため、非特定としたものです。				
E者	無効	令和07、08、09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の 関東・甲信越地域の競争参加資格が無いため無効。				
F者	×	企画提案書を特定するための基準における評価項目のうち、不動産鑑定士の経験及び能力の1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績(2)地価公示標準地又は地価調査基準地の分科会の幹事経験、2 鑑定評価実績(1)公共用地取得に係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績、(2)一般鑑定評価の実績件数、(4)差押不動産、公売不動産、国税(路線価調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績、業務実施方針の3業務実施方針(1)評価対象地域における地価動向不動産市況等の地域動向についてにおいて他者が優位と判断したため、非特定としたものです。				

企画競争評価表

R7単価契約横浜国道事務所不動産鑑定評価業務(その3) 横浜国道事務所

1. 業務名 R7単価契約横浜国道 2. 所属(事務所)名 横浜国道事務所 3. 企画競争方式 4. 企画提案書の提出要請日 令和 7年 9月12日 令和 7年10月 7日

	評価の着目点							1	2	3	4	5	6
評価項目				判断基準	評価の ウエイト		B者 みなと 鑑定 配点	F者 配点	A者 配点	D者 配点	C者配点	E者配点	
	1 地価公示標準地又は地価調査基準地の評価等に関する実績			対象地域内における地価公示標準地 両調査基準地の担当経験	① 当該年度を含み過去3か年以上継続 ② 当該年度を含み過去3か年未満継続 ③ 過去3か年以内に担当経験がある ※ 担当経験がない場合は加点しない	6	10	0	0	0	0	0	令和
	準地は、令和6年か 8年(当該年度)と 価調査基準地は、令 から令和7年(当該 とする。」	:し、地 計和5年	(2) 評価対象地域内における地価公示標準地 又は地価調査基準地の分科会の幹事経験		① 当該年度を含み過去3か年以上継続 ② 過去3か年以内に幹事経験がある ※ 分科会の幹事経験がない場合は加点しない	4		2	0	0	0	0	0 7
	2 鑑定評価実績 「対象期間は、令和4年度以 降公示日までとする。」		(1) 評価対象地域内における公共用地取得に 係る以下の地域ごとの鑑定評価の実績件数										8, 0
				1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上 ② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加点しない	3		3	0	2	0	0	9
不				2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	(1) 1. 実績件数が10件以上 (2) 2. 実績件数が5件以上10件未満 (3) 3. 実績件数が5件末満 ※実績がない場合は加点しない	3		2	0	1	0	0	年度国土交通省競
動産鑑定士の				3) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及び その他地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上② 2. 実績件数が5件以上10件未満③ 3. 実績件数が5件未満※ 実績がない場合は加点しない	3		1	0	2	0	0	理省 競 会
経験及び				・ 対象地域内における以下の地 D一般鑑定評価の実績件数									争参加
ひ能力				1) 住宅地域の鑑定評価の実績件数	① 1. 実績件数が10件以上② 2. 実績件数が5件以上10件未満③ 3. 実績件数が5件未満※ 実績がない場合は加点しない	3	25	3	0	3	0	0	資格(全省庁
				2) 商業地域及び工業地域の鑑定評価の実績件数	 1. 実績件数が10件以上 2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加点しない 	3		3	1	1	0	0	省庁統
				3) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域 及びその他地域の鑑定評価の実績件数	 1. 実績件数が10件以上 2. 実績件数が5件以上10件未満 3. 実績件数が5件未満 ※実績がない場合は加点しない 	3		3	0	2	0	0	一資格)
			外民地・沿	共用地取得業務特有の特殊な案件に係る土地評価実績(堤 也沼・線下地・保安林・崖地・ゴルフ場などの取引事例が 面、区分地上権・地役権などの特殊な権利に対する評価)	 実績がある 実績がない場合は加点しない 1. 実績件数が10件以上 	4	-	4	4	4	0	4	「役務の
				平価対象地域内における差押不動産、公売不動産、国税 調査)及び固定資産税標準宅地等の公的鑑定評価の実績件	② 2. 実績件数が5件以上10件未満 ③ 3. 実績件数が5件未満 ※ 実績がない場合は加点しない	3		3	0	3	0	0	3提供等.
		度施方針 固定項目 (35点) (1) 評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について						7.3	5	5	5	3	7.0
			(2) 適正な	な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について									関
				1)取引事例の収集方法、収集件数、選択方法、補修正(の考え方等について	5		5	5	0. 6	5	0. 6	東
				2) 鑑定評価手法の選定方針、鑑定評価結果の検証等に	ついて	5	1	4. 3	5	4. 3	5	0.6	甲仁
業				3) 一般的に鑑定実績が希薄な評価対象地域等を鑑定する場合の対応方法について				4. 3	4. 3	0. 6	4. 3	2. 3	甲信越地
務 実 施			(3) 鑑賞	┃ ┣評価業務の迅速かつ確実な実施について		5	65						· 地 域
施方針				1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間(処理期間)	が短い根今に評価)			3	3	3	3	3	の
針				2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針(依頼業)		5							競
	選択項目 (30点)		いる場合に評価)	己の処理力町(似根来傍の口肩は失肥で帷味する処理力町が従来されし		-	2. 3	4. 3	0. 6	4. 3	3	争参	
		(4) 依頼	者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針につい	17	10		8. 6	10	2	10	2	加	
				評価対象地域における減価要因と減価方法について 8例:セットバック、高圧線下地、広大地等			10	6	6	6	3	4	資 格
			(6) 評価	額算出に使用する資料と留意事項について	10		1	7. 3	6	6	6	が	
	4 ワーク・ライフ・バラ の推進に関する指標		(1) 女性語	舌躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし:5								無い
				皆目」「2段階目」及び「3段階目」の評価は、「労働時	3段階目:4								た
	9		動計画」0	き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行 D評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の	2段階目:3	(5)	(5)		1	0	0	0	め無
			の)に限る	がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のも 5 (計画期間が満了していない行動計画を策定している場	1段階目:2								効
			合のみ))	法に基づく認定等(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企	行動計画:1								
			業)	出29.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等									
			省令」という	正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は 正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定を受けている場合									
			に加点し、「	正有〒附則邦2宋邦3頃に物ける季年による80定とでけている場合 くるみん(H29.4.1~R4.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策 規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下									
			規則第4条3	正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行 又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例	プラチナくるみん:5								
取			法施行規則	された令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進 第4条に掲げる基準による認定を受けている場合に加点し、「くるみ R7.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則の	くるみん(R7.4.1以後の基準):4		5						
組指			一部を改正 令」という。)	する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省 による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項	くるみん(R4.4.1~R7.3.31までの基準):3 トライくるみん(R7.4.1以後の基準):3								
針			の例による:	前2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前 こととされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策 規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定を受けて	くるみん(H29.4.1~R4.3.31までの基準):3	(5)		0	0	0	0	0	
			いる場合に対	加点し、「くるみん(R7.4.1以後の基準)」は、令和6年改正省令による 世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第									
			「トライくるみ	i1号及び第2号に掲げる基準による認定を受けている場合に加点し、 ⊦ん(R4.4.1~R7.3.31までの基準)」は、令和6年改正省令による改正 育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令	行動計画(R7.4.1以後の基準):1								
			和6年改正1 令和6年改I	省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた E省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条									
			ライくるみん	及び第4号に掲げる基準による認定を受けている場合に加点し、「ト (R7.4.1以後の基準)」は、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号 準による認定を受けている場合に加点する。また、「行動計画」の評									
			価は、次世(介護休業等	代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育									
			クを出たける	推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後 一年法院では、第一年 一年に進法に基づく認定(ユーズエール認定企業)			-						
					認定あり:4	(4)		0	0	0	0	0	
			定を受け、	忍定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点 かつ、「くるみん(R4.4.1以後)」の認定を受けている:									
<u></u>			る。)	54				CE C	EE ^	46 1	AE O	00 5	
				āt .				65. 8	55. 9	46. 1	45. 6	28. 5	